

社会福祉法人 三ヶ山学園

役員等報酬規程

(目的)

第1条 この規程は、社会福祉法人三ヶ山学園（以下、「当法人」という。）定款第9条及び第23条の規定に基づき、役員（理事及び監事）及び評議員（以下、「役員等」とする。）の報酬等について定めるものとする。

(役員等報酬)

第2条 当法人の役員等への報酬は、支給しないものとする。

(費用弁償)

第3条 役員等が法人業務を行った場合、原則として交通費実費の費用弁償を行う。

2 法人業務が出張を伴う場合、前項の定めに拠らず、出張旅費規程に準じた費用弁償を行う。

3 役員等が法人職員を兼務する場合、法人職員として支給を受ける通勤手当又は出張旅費規程に基づく費用弁償と重複する金銭の支給は行わない。

(改正)

第4条 本規程は、評議員会の議決を経て、改正することができる。

附 則

この規程は、平成29年 4月1日から施行する。

この規程は、平成30年11月1日から施行する。

この規程は、令和 8年1月30日から施行する。